



退職等年金給付制度の財政検証

(令和2年度末)の結果について

「退職等年金給付制度」では、毎年度、決算時点における財政状況の検証(財政検証)を行い、翌年度末までにその結果を財務大臣に報告することとされています。

財政検証は、積立方式で運営される退職等年金給付制度において、国家公務員共済組合(国共済)、地方公務員共済組合(地共済)全体の積立状況(年金財政上の剰余又は不足の状況)を確認し、不足があれば少なくとも5年ごとに実施することとされている財政再計算^(注1)を早期に行う必要があるかどうかを判定するために行われます。

(注1) 財政再計算は、退職等年金給付の財政が健全かどうかを検証し、その結果に基づいて適正な掛金率などを定めるために行う計算のことです。次回は令和5年を予定しています。

財政検証のイメージ図



●令和2年度末財政状況(計算結果)

計算基準日：令和2年度末

(単位：億円)

	国共済+地共済	国共済	地共済
総給付現価 ①	87,491	22,362	65,129
保険料収入現価 ②	66,681	16,725	49,956
積立基準額 ③ (①-②)	20,810	5,637	15,173
退職等年金給付積立金 ④	21,342	6,061	15,281
剰余又は不足 (④-③)	532	424	108
利差損益 ^(注2)	125	71	54
その他の損益	23	31	▲ 8
前年度末剰余又は不足	384	322	62

(注2) 利差損益とは、運用に起因する剰余又は不足(実際の運用損益と基準利率による換算損益との差)のことをいいます。

(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合があります。



財政検証の結果、令和2年度末時点では、国共済、地共済全体で532億円の積立剰余となりました。

次年度以降の財政検証においても、健全な財政状況が保たれているかどうかを確認していくこととしています。

財政検証の具体的な方法

1. 令和2年度末(計算基準日)時点の国共済、地共済それぞれの組合員・受給待期者・年金受給者を基礎として、総給付現価(将来の年金給付額などを予定利率で割引計算した現在価値)、保険料収入現価(将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値)を計算します。
2. 積立基準額(=総給付現価-保険料収入現価)^(注4)と実際の退職等年金給付積立金の額を比較することにより行われます。^(注5)

(注4)積立基準額は、過去期間(制度発足時から計算基準日までの期間)に対する将来の給付に必要な費用を基準日時点の現在価値に割引計算した額を表しています。

(注5)退職等年金給付制度の財政単位は国共済と地共済で一元化されていますので、財政検証はその合計額で行われます。

●財政再計算の早期実施の要否

毎年度の財政検証を実施した際には、早期に財政再計算を行う必要があるかどうかの判定も行うこととされています。財政再計算を早期に実施する基準は、「積立不足が生じた際に国共済、地共済全体の積立不足額が保険料収入現価の5%を上回る場合」とされています。

令和2年度末の積立状況は、積立剰余(532億円)となっているため、早期の財政再計算を行う必要はありませんでした。



退職等年金給付制度の財政検証の結果については、毎年度組合員の皆さまにお知らせしています。

退職等年金給付制度については、KKRホームページをご覧ください。



「退職年金分掛金の払込実績通知書」をお送りしています

「退職等年金給付制度」における退職年金は、原則、65歳から支給されるもので、毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額(付与額)と利息の額を将来の年金原資として積み立てます。

連合会では、毎年6月末(※)に前年度末時点のこれらの情報を記載した『退職年金分掛金の払込実績通知書』を組合員の皆さまにお送りしています。

(※)退職された方については、退職した年の翌年と節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳)に到達した年の翌年にお送りしています。

年次	標準報酬月額	標準期末手当	付与率	付与額	利息	合計